（国際調査管理課の所掌事務）

第五百三条　［略］

２　名古屋国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　租税特別措置法第六十六条の四（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける取引及びこれに準ずるものとして国税局長が認めたものに係る独立企業間価格の算定方法、恒久的施設帰属資本相当額の計算方法及び国外事業所等に帰せられるべき資本の額の計算方法の確認並びにこれに必要な調査又は検査に関すること。

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百三十七人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千七百三十二人以内を置く。

２　［略］

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～六　略］

［号を削る。］

七　前三号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

八　［略］

九　［略］

十　［略］

（個人課税課の所掌事務）

第五百二十六条　個人課税課は、第四百六十九条各号に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

（資産課税課の所掌事務）

第五百二十七条　資産課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［略］

［号を削る。］

（国際調査管理課の所掌事務）

第五百三条　［同上］

２　名古屋国税局の国際調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

［号を加える。］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千九百三十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千八百三十五人以内を置く。

２　［同上］

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～六　同上］

七　前二号に掲げる事務に係る法令の適用に関すること。

八　第四号から第六号に掲げる事務に係る不服申立てに関すること。

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

（個人課税課の所掌事務）

第五百二十六条　個人課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　第四百六十九条各号に掲げる事務

二　所得税の賦課に関する法令の適用に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

三　所得税等の賦課に関する不服申立てに関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。

（資産課税課の所掌事務）

第五百二十七条　資産課税課は、次に掲げる事務（課税総括課及び資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　［同上］

二　相続税等及び譲渡所得等に係る所得税等の賦課に関する法令の適用に関すること（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものに係るものを除く。）。